

改正案	現行
<p>（特別支配関係にある法人等から除かれるもの）</p> <p>第三条の二の二 令第七条第五項第二号イに規定する内閣府令で定めるものは、特定買付け等（令第七条第五項第一号に規定する特定買付け等をいう。次条及び第三条の二の四第二項において同じ。）を行つ日以前一年間継続して令第七条第五項第二号イに掲げる者に該当していた者以外の者とする。</p> <p>2 令第七条第五項第二号ロに規定する内閣府令で定めるものは、特定買付け等を行つ日以前一年間継続して同号ロに掲げる者に該当していた者以外の者とする。</p> <p>（関係法人等）</p> <p>第三条の二の三 令第七条第五項第二号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 親法人等（令第七条第五項第三号イに規定する親会社等をいう。以下この条において同じ。）</p> <p>二 令第七条第五項第二号イに掲げる者</p> <p>三 前号に掲げる者が他の法人等（令第七条第五項第二号に規定する法人等をいう。以下同じ。）に対して特別支配関係（同号イに規定する特別支配関係をいう。以下この条において同じ。）を有</p>	<p>（新設）</p>

する場合における当該他の法人等

四 令第七条第五項第二号に掲げる者

五 前号に掲げる者が他の法人等に対して特別支配関係を有する場
合における当該他の法人等（第一号に掲げる者を除く。）

六 第四号に掲げる者に対して特別支配関係を有する法人等

七 特定買付け等を行う者が他の法人等に対して特別支配関係を有
する場合における当該他の法人等

八 前号に掲げる者が他の法人等に対して特別支配関係を有する場
合における当該他の法人等

九 前号に掲げる者が他の法人等に対して特別支配関係を有する場
合における当該他の法人等

2 令第七条第五項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、特定
買付け等を行う日以前一年間継続して同号に掲げる者に該当してい
た者以外の者とする。

（株券等の所有者が少数である場合）

第三条の二の四 令第七条第五項第四号に規定する株券等の所有者が
少数である場合として内閣府令で定める場合は、株券等の所有者が
二十五名未満である場合とする。

2 令第七条第五項第四号に規定するすべての所有者が同意している
場合として内閣府令で定める場合は、当該株券等に係る特定買付け
等を公開買付けによらないで行うことに同意する旨を記載した書面
が当該株券等のすべての所有者から提出された場合とする。

（新設）

(適用除外となる買付け等)

第四条 令第七条第五項第七号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二 (略)

(所有の態様その他の事情を勘案し所有する株券等から除外するもの)

第七条 法第二十七条の二第八項第一号に規定する所有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものは、次に掲げる株券等とする。

一・七 (略)

八 日本郵政公社法(平成十四年法律第九十七号)第二十四条第三項第四号に規定する郵便貯金資金又は同項第五号に規定する簡易生命保険資金の運用として所有する株券等(株券を除く。)

九・十一 (略)

(公開買付開始公告の掲載事項)

第十条 法第二十七条の三第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・六 (略)

七 次に掲げる場合の区分に従い当該各号に定める事項

イ (略)

ロ 公開買付者が会社以外の法人等である場合 当該法人等の目的、事業の内容及び出資若しくは寄付又はこれらに類するもの

(適用除外となる買付け等)

第四条 令第七条第五項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二 (略)

(所有の態様その他の事情を勘案し所有する株券等から除外するもの)

第七条 法第二十七条の二第八項第一号に規定する所有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものは、次に掲げる株券等とする。

一・七 (略)

八 国が郵便貯金特別会計の郵便貯金資金又は簡易生命保険特別会計の積立金の運用として所有する株券等(株券を除く。)

九・十一 (略)

(公開買付開始公告の掲載事項)

第十条 法第二十七条の三第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・六 (略)

七 次に掲げる場合の区分に従い当該各号に定める事項

イ (略)

ロ 公開買付者が会社以外の法人その他の団体(以下「法人等」という。)である場合 当該法人等の目的、事業の内容及び出

<p style="text-align: right;">の額</p> <p style="text-align: center;">八 (略)</p> <p>(対象会社等の意見表明)</p> <p>第二十五条 (略)</p> <p>2 法第二十七条の十第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 当該意見が取締役会の決定(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号。以下この項において「商法特例法」という。)(第一条の二第三項に規定する委員会等設置会社においては、商法特例法第二十一条の七第三項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定。次号において同じ。)()に基づく場合には、その旨</p> <p>四・五 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p style="text-align: right;">資若しくは寄付又はこれらに類するものの額</p> <p style="text-align: center;">八 (略)</p> <p>(対象会社等の意見表明)</p> <p>第二十五条 (略)</p> <p>2 法第二十七条の十第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 当該意見が取締役会の決定に基づく場合には、その旨</p> <p>四・五 (略)</p> <p>3 (略)</p>
--	--